

県民かふーの会

(綱領)

私たちは、沖縄の言葉で「幸せ」を意味する「かふー（果報）」を冠し、誰もがその人らしく希望を持って生きられる島、琉球・沖縄を創造する。かふー（果報＝良い知らせ）は待つものではなく、自らの手で手繰り寄せるものである。私たちは沖縄の歴史を敬い、現状に目を逸らさず、明るい未来を確信し新しい一歩を踏み出す。

「主役は県民」その声を形にすることが私たちの使命。

だからこそ、国・県・地方に対し付度することなく、県民本位の立場で必要な提言と行動を貫く。沖縄の不条理な現実を断ち切り、現状に流され諦めることなく、沖縄の幸せを私たち自身の手で切り拓く。

(規約)

第1条（名称・所在地）

本会は県民かふーの会と称し、主たる事務所を沖縄県内に置く。

第2条（理念）

本会は、県民の生活を守ることが沖縄を守ることであるとの信念のもと、誰もがその人らしく希望を持って生きられる沖縄の実現を目指す。

未来ある沖縄を今こそ取り戻すため、県民所得の底上げと武器の無い平和な沖縄を追求する。

沖縄の歴史的・構造的課題を「諦め」の理由にせず、対話と創造を通じて、県民と共に沖縄の価値を未来へつなぎ世界の希望となる島を築く。

長年にわたる低い県民所得、深刻なこどもの貧困、基地依存からの脱却といった課題を解決するため、重点政策を推進し県民の幸福を追求する。

第3条（活動方針）

本会は、前条の理念を実現するため、別に定める重点政策に基づき、調査研究、政策提言、広報、関係機関への要請等を行うものとする。

第4条（会員）

本会の会員は、正会員（県民）、支援会員（議員）、準支援会員（他党・他団体関係者）、一般会員（会を応援する者）とする。

2. 正会員＝県民（ゆいまーる）

正会員は、本会の綱領・理念、重点政策及び規約に賛同し、入会申込書を提出した県民であって本会の活動に参加する者とする。

正会員は、総会に参加し意見を述べることができ、総会における議決権および役員就任資格を有する。

本会の活動に主体的に参加する県民、議員選挙を目指して活動する者は正会員となることができる。

3. 支援会員＝議員（りゅうきゅうまつ）

支援会員は、本会の綱領・理念、重点政策及び規約に賛同し、活動を支援する議員で入会申込書を提出した者とする。

支援会員は、総会に参加し意見を述べることができ、議決権および役員就任資格を有する。

4. 準支援会員＝他党・他団体に所属若しくは関係する者（でいご）

準支援会員は、本会の綱領・理念、重点政策及び規約に賛同し、入会申込書を提出した者とする。

準支援会員は、総会に参加し意見を述べることができ、議決権および役員就任資格は有しない。

5. 一般会員＝会を応援する者（ぐるくん）

本会の綱領・理念、重点政策及び規約に賛同し、本会を応援する者を一般会員とする。一般会員は、総会への参加、議決権、役員就任資格のいずれも有しない。

6. 会員の除名

会員が本会の綱領、理念、重点政策または規約に反する行為を行った場合、若しくは本会の信用を著しく損なう行為を行った場合、本人から事実関係を聴取したうえで、役員会の協議を経て、退会又は除名措置を行うことができる。

第5条(総会)

本会は、毎年1回、定期総会を開催する。

2. 総会は、代表が招集する。定足数は議決権を有する会員の2分の1以上の出席をもって開く。

3. 代表が必要と認めるとき、又は役員会が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。この場合も定足数は議決権を有する会員の2分の1以上の出席をもって開く。

第6条(政治活動及び候補者支援)

本会は、綱領、理念及び重点政策の実現に向け、国政、県政、市町村政その他の政治分野において政策提言、政治活動、候補者の発掘及び支援を行うことができる。

2. 本会の支援を受ける者は、本会の綱領理念重点政策及び規約を理解しこれらを遵守して活動し社会通念上相当とされる節度ある言動を基本としなければならない。

3. 前項に違反する行為があった場合本人から事実関係を聴取した上で役員会の協議を経て支援の停止退会又は除名その他必要な措置を講じることができる。

第7条(会費) 会員は次の区分に応じて会費を納めるものとする。

区分 会費

- (1) 県民：年額1万2千円
- (2) 立候補予定者：月額3千円
- (3) 町村議員：月額5千円
- (4) 市議会議員：月額1万
- (5) 首長・県議：月額3万円

(6) 知事・国会議員：月額 5 万円

(7) 一般会員：無料

2. 現職議員および予定者の月額会費は毎月 1 日から 5 日までに本会が指定する方法により納入するものとする。

3. 一般会員の年会費については途中退会の場合であっても返金しない。

4. 退会を希望する者は本会所定の様式（別紙参照）により届け出るものとする。議員及び立候補予定者については退会希望日が属する月まで会費を納めるものとする。

第 8 条(役員) 本会に次の役員を置く。

顧問・相談役 若干名代表

1 名

副代表 2 名会計責任者 1 名

幹事長 1 名政策調査会長 1

名副幹事長 1 名

政策調査副会長 1 名

第 9 条（決定機関）

1. 設立時の役員は、発足準備会の中から選任する。

2. 代表は、総会において議決権を有する会員の 2 の 1 分以上の賛成で選任する。

3. 代表の任期は 3 年とする。但し再選を妨げない。

4. 代表に事故または 30 日以上職務を執行できない事由が生じた場合は、副代表がその職務を代行し、速やかに臨時総会を開き、臨時代表の承認又は新代表の選任を行う。

5. 役員は、代表が選任し、総会の承認を得て決定する。ただし、任期途中の欠員補充又は追加については、代表が暫定的に選任し、次の総会に報告し承認を得るものとする。

6. 重点政策以外の政策賛否については役員会で協議し方針を決定する。

7. 沖縄の諸課題への抗議や要請等は役員会で協議し迅速に対応する。第

10 条（秘密保持）

当会で知り得た情報を外部へ漏らしてはならない。

2. 前項に違反する行為が確認された場合、本人から事実関係を聴取したうえで役員会の協議により注意、会員資格停止、退会、除名その他必要な措置を講じることができる。

第 11 条（ハラスメント対策） 当会は、いかなるハラスメントも許容しない。被害を当会の議員・予定者・会員および有権者から受けた場合は役員のいずれかに相談すること。相談内容は秘密を厳守し迅速かつ公正に対応する。

第 12 条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第 13 条（規約の改廃）

本規約の改廃は役員会の協議において決定する。その決定事項については総会で報告する。

第 14 条（補則）

本規約に定めなき事項については役員会の協議で随時決定する。

第 15 条（その他）

1. 入会及び退会届は当会の定める書式を使用する。（別紙参照）
2. 政策実現のため特別担当を置くことができ、担当の選任および職務内容については、役員会において定める。

- ・ 事務局長 1 名
- ・ 広報部長 1 名
- ・ レジェンド部長 1 名
- ・ ゴールドリーダー 1 名
- ・ 次世代育成担当 1 名

附則

本規約は 2026 年 5 月 15 日から施行する。